

論文

日本基準のあり方
—英国による EU 離脱後の IFRS の行く末を見据えて—
How should Japanese GAAP be?:
Looking to the future of IFRS after the withdrawal from EU by UK

安藤 鋭也
ANDO Etsuya

抄録

英国による EU 離脱・米国におけるトランプ大統領誕生といった、世の中の予測に反する出来事が相次いでいる。英国による EU 離脱を、IFRS に引き寄せると次の問題意識が生じる。第 1 に、個別の IFRS に対する問題意識である。英国と EU の離脱交渉は 2 年、あるいはそれ以上かかると言われている。このような状況において、予想される為替や株価の変動といった資本市場の不確実性が、個別の IFRS における見積りに、どのような影響を与えるだろう。第 2 に、IFRS 全体に対する問題意識である。域内国境のない地域創設や経済通貨統合を通じた、経済的・社会的発展というトップダウン型理念に基づいて組成された EU から英国が離脱を決めたことは、財務諸表の透明性や比較可能性の向上が、利用者の経済的意思決定に資するというトップダウン型理念に基づく IFRS に、どのような影響を与えるだろう。

確かに、英国による EU 離脱で、英国上場企業が連結財務諸表の作成・開示において、直ちに IFRS を使わなくなるわけではない。しかし、EU 離脱後の IFRS 改正時には、EU と英国で判断が異なり、IFRS といっても、実質的に別の会計基準となる可能性もある。この点、IFRS を任意適用する日本は、EU が承認した IFRS ではなく、金融庁が承認した IFRS を適用している。したがって、英国による EU 離脱の影響を直ちに直接受けるわけではない。しかし、世界中どの国でも同じ物差しという IFRS の規範は、見直しを余儀なくされ得る。であれば、今のうちに、英国による EU 離脱後の IFRS の行く末を見据えて、日本基準のあり方を検討しておく必要があるのではないか。

そこで、本稿においては、先ず、英国による EU 離脱を概観する。次に、IFRS における EU 離脱の影響を検討する。最後に、IFRS における EU 離脱の影響を踏まえた日本基準のあり方とその土台になるものを示し、結びに代える。

キーワード

不確実性、真実性の原則、日本基準の一層の高品質化

(受付 2020 年 6 月 8 日、改訂 2020 年 11 月 17 日、公表 2020 年 12 月 21 日)

目次

- I はじめに
 - 1. 英国による EU 離脱と不確実性
 - 2. 本稿における不確実性
 - 3. 小括
- II IFRS における影響
 - 1. 個別の IFRS

- 1.1 評価
 - 1.1.1 金融資産
 - 1.1.2 非金融資産
- 1.2 減損
 - 1.2.1 金融資産
 - 1.2.2 非金融資産
 - 1.2.3 減損会計
- 1.3 開示
 - 1.3.1 一般的な開示
 - 1.3.2 リスク開示
- 1.4 小括
- 2. IFRS 全体
 - 2.1 特徴づけるもの（経済的意思決定、比較可能性、公正価値会計）
 - 2.2 各国における適用
 - 2.3 FRC（Financial Reporting Council：財務報告評議会）
 - 2.4 小括
- III 結び
 - 1. 日本基準のあり方
 - 2. 土台になるもの
 - 2.1 企業会計原則
 - 2.2 討議資料 財務会計の概念フレームワーク
 - 2.3 のれんの定期償却
 - 2.4 規律ある日本市場
 - 2.5 会計監査との共進
 - 3. 結びに代えて
- 引用文献
- 参考文献

I. はじめに

1. 英国による EU 離脱と不確実性¹⁾

英国は、2016年6月23日の国民投票で、EUから離脱することを選択した。これによって、英国とEUは、抜き差しならない関係に陥っている²⁾。したがって、英国にとってもEUにとっても、将来を予測し正しい方向へ舵を切る必要性が高まっている。実際、英国によるEU離脱は、急激な経済的影響および政治的变化をもたらしている。確かに、メイ首相は、離脱交渉は2017年3月までに開始することを確認し「Brexit means Brexit」と明確に述べている³⁾。しかし、将来に対する不確実性を拭い去ることはできない。それどころか、不確実性の余波と後遺症は、新たな不確実性を生み出している。例えば、EU離脱後、

英国国民はEU域外で生活を送ることになる。ところが、その生活がどのようなようになるか、誰も想像がつかない。それどころか、英国はどのように離脱交渉を行うのか、どのような貿易関係を望むのか、何が実現できるかさえ分からない。

多くのビジネスリーダーが、先の見えない不確実性の影響について発言している。世界最大の広告代理店グループWPP(Wire Plastic Products) plcのCEOであるMartin Sorrel卿は、「英国のビジネスは確実性を求めている」と述べている。英国デロイトのSenior PartnerでCEOのDavid Sproulは、「顧客企業から最も頻繁に聞く単語は不確実性である」と指摘している。英国によるEU離脱で、短期的には、通貨・商品・債券・資本市場にボラティリティが生じる。確かに、このボラティリティは、それほど激しくないかもしれない。しかし、長期的には、ビジネスや戦略に不確実性を生じさせる。また、既に、中期的な不確実性の時代に入っているという見方もある。このことは、英国が、選択した行動の結果とそこから生じる利益を定量化できないという、エコノミストが根本的な不確実性と呼ぶ、最適な対応を採ることができないと判断される状況に追い込まれていることを意味する。

EU離脱が選択された国民投票後の英国では、経済や統計データが発表されると、以前に比べて、より注意深くモニタリングが行われるようになった。同時に、貿易・市場へのアクセス・サプライチェーン・労働流動性・法令変更・政府方針について、多くのシナリオが未検証のまま語られている。このような不確実性は、今後、英国の移民政策にも大きな影響を与える。したがって、ビジネスリーダーは、次に挙げる様々な事象や状況に対応しなければならない。第1に、投資と調達をどう行うかはもちろん、顧客・市場・サプライチェーン・労働力の量と質・投入コストを含む収益モデルを検討し直さなければならない。不確実性とボラティリティは、通常、リスクテイクを慎重にさせるからである。第2に、ビジネスモデルを検討する際は、サプライチェーンと地域戦略に注意を払わなければならない。為替レート・価格・指標の重要かつ突然の変動は、債権や在庫の評価・のれんや固定資産の減損判定・保有資産の回復可能性などに対して、複雑かつ相互に影響するからである。第3に、集約したエクスポージャーを把握し、ヘッジするかどうかを検討しなければならない。ある人は、可能な限りのヘッジが必要と考える。これに対して、ヘッジは不要と考える人もいる。いずれにせよ、為替のエクスポージャーに関しては、潜在的な無効化リスクを出来るだけ抑えた、充分信頼に足るキャッシュ・フロー・ヘッジが必要だからである。第4に、会計方針と会計処理の適切性を、継続的に評価しなければならない。内部評価がどうであれ、利害関係者は、関連リスクの開示や会社とのコミュニケーションを求めている。これらを通して、EU離脱による重要な変化の把握が可能だからである。

様々な事象や状況に直面するビジネスリーダーは、通常、場合分けして対応しようとする

る。しかし、気候変動の予測と同じように困難である。なぜなら、あらゆる可能性を考慮することは費用がかかる上に、ある状態がどの程度継続するかという予測は困難だからである。したがって、EU 離脱による不確実性とボラティリティへの対応には、敏捷性が求められる。複数の変化を想定した適切な戦略の準備が有効であり、企業の対応とリスクテイクのバランスに対する注意も必要である。

2. 本稿における不確実性

本稿における不確実性は、ビジネス上の不確実性と会計学上の不確実性であるが、あらかじめ定義を明確にしておく。まず、ビジネス上の不確実性とは、企業が、新たなビジネスモデルを構築する際、あるいは既存のビジネスモデルを改良する際に直面するものである。例えば、企業は、将来の事業環境がどのように変化するか、その中でどのような事業を展開するか、経営資源をどこまで投入するかといったことを予測する必要がある。しかし、ビジネス上の不確実性は、それらの予測を完全かつ正確に行うことを困難にする。次に、会計学上の不確実性とは、投資家の意思決定に有用な会計に関するものである。投資家は、将来キャッシュ・フローを予想するために会計情報を利用し、会計情報は、その予想形成に有用なものであることが期待されている。ところが、現代会計において不可欠な将来の見積もりや予測は困難なため、投資家の意思決定における予想形成に有用な基礎を提供できないおそれがある。投資家の意思決定に有用な会計は、不確実性下の投資意思決定における予想形成への貢献が求められている。しかし、会計学上の不確実性は、その役割を困難にする。最後に、両者は、ビジネス上の不確実性が会計学上の不確実性を包含する関係にあり、会計学上の不確実性は、現代会計において不可欠な将来の見積もりや予測に影響することから、見積もりや予測の要素が多い IFRS における個別の会計基準へ影響するという関係性を有している。

3. 小括

前節までにみた通り、英国による EU 離脱は、様々な不確実性を生じさせる。確かに、これを新たな機会ととらえることもできる。しかし、IFRS に引き寄せると、次の問題意識が生じる。第 1 に、個別の IFRS における問題意識である。英国と EU の「前例のない離脱交渉は前途多難で、金融市場では交渉が難航し、離脱条件や新たな貿易協定で合意できない『ノーディール』のまま英国が離脱することへの警戒が高まっている」(日本経済新聞(2017e))。このような状況において、予想される為替や株価の変動といった資本市場の不確実性が、個別の IFRS における見積りに、少なからず影響をおよぼすと思われる。第 2 に、IFRS 全体における問題意識である。域内国境のない地域創設や経済通貨統合を通じた、

経済的・社会的発展というトップダウン型理念に基づいて組成された EU から英国が離脱を決めたことは、財務諸表の透明性や比較可能性の向上が、利用者の経済的意思決定に資するというトップダウン型理念に基づく IFRS の意義を覆しかねないと思われる。

確かに、英国による EU 離脱で、英国上場企業が連結財務諸表の作成・開示において、直ちに IFRS を使わなくなるわけではない。しかし、英国による EU 離脱後の IFRS 改正時には、英国と EU で判断が異なり、一口に IFRS と言っても、実質的に別の会計基準となる可能性もある。この点、IFRS を任意適用する日本は、EU が承認した IFRS ではなく、金融庁が承認した IFRS を適用している。したがって、英国による EU 離脱の影響を、直ちに直接受けるわけではない。しかし、世界中どの国でも同じ物差しという IFRS の規範は、見直しを余儀なくされ得る。であれば、今のうちに、英国による EU 離脱後の IFRS の行く末を見据えて、日本基準のあり方を検討しておく必要があるのではないか。

そこで、本稿においては、先ず、英国による EU 離脱を概観する。次に、IFRS における EU 離脱の影響を検討する。最後に、IFRS における EU 離脱の影響を踏まえた日本基準のあり方とその土台になるものを示し、結びに代える。

II. IFRS における影響

英国と EU の離脱交渉期間は、原則 2 年間である。しかし、実際に離脱するには、それ以上かかると言われている。そして、その間の多くの不確実性は、政治的・経済的に不安定な状態を生じさせる。そこで、本章においては、個別の IFRS および IFRS 全体における、英国による EU 離脱の影響を検討する。

1. 個別の IFRS

IFRS においては、「特定の会計処理に関して明確な基準が示されることはなく、また解釈や適用指針の数も少なく、具体的な基準の適用は財務諸表の作成者、そして何よりも監査人に委ねられる」(清水・猪熊、2016、p.118)ことから、経営者による会計上の予測や見積りが、量的にも質的にも拡大する。同時に、経営者による裁量的な判断も増加する。そこで、本節においては、経営者による会計上の予測や見積り・裁量的な判断という要素が大きい評価・減損・開示に関して、個別の IFRS における英国による EU 離脱の影響を検討する。

1.1 評価

1.1.1 金融資産⁴⁾

金融資産は、「当初認識時点で、契約上のキャッシュ・フローと事業モデルに基づいて、

償却原価・公正価値で測定し変動をその他の包括利益(FVOCI)または純損益(FVTPL)の何れかに区分する」(IFRS 第9号第4.1項)。

このように、IFRS 第9号は、全ての金融資産を、原則として事業モデルと契約上のキャッシュ・フローに基づく2区分とすることで、分類規定の複雑性の簡素化を図っている⁵⁾。しかし、英国によるEU離脱に伴う価格変動性やボラティリティの増大によって、公正価値測定の手続きが複雑となり、金融資産の区分を適切に行うことが出来ない可能性がある。すなわち、分離規定の複雑性の簡素化は図られたものの、事業モデルは回収、回収・売却、その他の3区分、契約上のキャッシュ・フローの特性は公正価値オプション、それ以外の2区分となっているため、仮に、事業モデルにおいて回収をその他へ変更すると、FVOCI・FVTPLの区分もFVOCIからFVTPLへ変更しなければならない。したがって、不確実性は、金融資産の分類にとどまらず、会計情報を利用し経済的意思決定を行う投資家にも影響すると考えている。

1.1.2 非金融資産⁶⁾

非金融資産に関しては、通常、事業会社における重要性が高い棚卸資産・有形固定資産、投資会社における重要性が高い投資不動産・子会社投資・関連会社および共同支配企業に対する投資について検討する。

棚卸資産は、「原価と正味実現可能価額とのいずれか低い額で測定しなければならない」(IAS 第2号第9項)。

有形固定資産は、「将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、かつ、当該項目の取得価額が信頼性をもって測定できる」(IAS 第16号第7項)場合に限り資産として認識し、「その取得原価で測定しなければならない」(同号第15項)ず、企業は、「第30項の原価モデルまたは第31項の再評価モデルのいずれかを会計方針として選択し、当該方針を有形固定資産の1つの種類全体に適用しなければならない」(同号第29項)。そして、再評価モデルを選択した場合は、「公正価値が信頼性をもって測定できる有形固定資産項目は、再評価額(再評価日現在の公正価値から、その後の減価償却累計額およびその後の減損損失累計額を控除した額)で計上しなければならない。再評価は、帳簿価額が報告期間の末日現在の公正価値を用いて算定した場合の帳簿価額と大きく異ならないような頻度で定期的に行わなければならない」(同号第31項)⁷⁾。

投資不動産は、「帰属する将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、かつ、取得価額が信頼性をもって測定できる」(IAS 第40号第16項)場合にのみ資産として認識し、「その取得原価で当初測定しなければならず、取引コストは当初の測定に含めなければならず」(同号第20項)ないことから、企業は、「第33項から第55項の公正価値モデルまたは

第 56 項の原価モデルのどちらかを会計方針として選択し、当該方針を投資不動産のすべてに適用しなければならない」(同号第 30 項)。

子会社投資のうち、「自身が投資企業ではなく、主たる目的および活動が投資企業の投資活動に関連するサービスを提供することである子会社を投資企業が有している場合には(B85C 項から B85E 項参照)、投資企業は当該子会社を本基準の第 19 項から第 26 項に従って連結し、こうした子会社の取得に IFRS 第 3 号の要求事項を適用しなければならない」(IFRS 第 10 号第 32 項)が、「第 32 項で述べる場合を除き、投資企業は、子会社を連結してはならず、また、他の企業の支配を獲得した時に IFRS 第 3 号を適用してはならない。それに代えて、投資企業は、子会社に対する投資を IFRS 第 9 号『金融商品』に従って純損益を通じて公正価値で測定しなければならない」(同号第 31 項)ないことから、子会社投資であっても公正価値で評価される場合がある。

関連会社および共同支配企業に対する投資は、「ベンチャー・キャピタル企業、またはミューチュアル・ファンド、ユニット・トラストおよび類似の企業(投資連動保険ファンドを含む)である企業に保有されているか、または当該企業を通じて間接的に保有されている場合には、企業は、当該関連会社および共同支配企業に対する投資を、IFRS 第 9 号に従って純損益を通じて公正価値で測定することを選択できる」(IAS 第 28 号第 18 項)。また、「関連会社に対する投資を有していて、その一部がベンチャー・キャピタル企業、またはミューチュアル・ファンド、ユニット・トラストおよび類似の企業(投資連動保険ファンドを含む)である企業に保有されている場合には、企業は、関連会社に対する投資の当該部分を、IFRS 第 9 号に従って純損益を通じて公正価値で測定することを選択できる」(同号第 19 項)ことから、関連会社および共同支配企業に対する投資であっても公正価値で測定される場合がある。

このように、非金融資産であっても、公正価値測定が必要な場合がある。しかし、英国による EU 離脱に伴う商品(棚卸資産)や住宅(投資不動産)の価格下落、市場の流動性低下やボラティリティの拡大による収益性の低下(有形固定資産・子会社投資・関連会社および共同支配企業に対する投資)などの影響によって、より厳密な評価が必要となる可能性がある。

1.2 減損

1.2.1 金融資産⁸⁾

金融資産の当初測定は、「第 5.1.3 項に含まれる営業債権を除き、当初認識時に、企業は、金融資産または金融負債を公正価値で測定しなければならない。純損益を通じて公正価値で測定するものではない金融資産または金融負債の発行に直接起因する取引コストを加算

または減算する」(IFRS 第9号第5.1.1項)が、「当初認識時の金融資産または金融負債の公正価値が取引価格と異なる場合には、企業は、B5.1.2.A項を適用しなければならない」(同号第5.1.1A項)。こうして測定される金融商品は、信用リスクを有することから、予想信用損失モデル(同号第5.5項)が適用される⁹⁾。

予想信用損失モデルは、信用事象の発生にかかわらず、将来情報を考慮して損失を見積るモデルで、信用リスクに係る見積りの変化を直ちに引当金に反映する。その特徴は、金融資産の信用の質の変化に応じて異なる方法によって引当金が設定されること、金融資産の信用が毀損している証拠の有無によって利息収益の算定方法が異なること、売掛債権・リース債権・契約資産は信用の質の変化を考慮せず残存期間にわたる予想信用損失の認識が認められていることである。信用の質(信用リスク・信用棄損の証拠)、利息収益、予想信用損失の関係をまとめると、図表1の通りである。

このように、予想信用損失モデルは、信用損失の認識を適時・適切に行うことを意図している¹⁰⁾。しかし、英国によるEU離脱に伴う不確実性によって、見積りと裁量的判断が増加し、予想信用損失モデルが適切に機能しない可能性がある。すなわち、予想信用損失モデルは、IAS第39号と比較すると、予想信用損失の確率加重、貨幣の時間価値である予想割引率、これらの合理的で裏付け可能な情報の入手などが求められる、よりフォワード・ルッキングなモデルである。フォワード・ルッキングな情報を入手し、織り込まなければならない予想信用損失モデルは、様々な経済要因の影響を受ける。例えば、金融機関における実際の予想信用損失モデルの計算では、その過程で多くの仮定や前提・判断が求められることから、比較可能性に影響すると考えている。

図表1 信用の質(信用リスク・信用棄損の証拠)、利息収益、予想信用損失の関係

	ステージ1	ステージ2	ステージ3
信用の質	良		悪
利息収益	大		小
予想信用損失	12ヵ月の 予想信用損失	残存期間の 予想信用損失	残存期間の 予想信用損失

IFRS 第9号に基づき筆者作成

1.2.2 非金融資産¹¹⁾

企業は、「資産に回収可能価額を超える帳簿価額を付さないことを確保するための手続きを定め」(IAS 第36号第1項)なければならず、「企業にとって悪影響のある著しい変化が、企業が営業している技術的、市場的、経済的もしくは法的環境において、当期中に発生したかまたは近い将来に発生すると予想される」(同号第12項(b))場合は、少なくとも減損の兆候として考慮しなければならない。

したがって、仮に、英国によるEU離脱が、「企業にとって悪影響のある著しい変化」となる懸念がある場合は、金利・為替や株価の変動が将来キャッシュ・フローに与える影響、輸出入の収支やコスト増による影響などを減損の兆候として考慮しなければならない可能性がある。

1.2.3 減損会計

減損会計に関しては、適用する会計基準であるIFRS(IAS第36号)と日本基準(企業会計基準適用指針第6号)との間で、類似点はあるものの相違点もあることから、それらを通して、IFRSと日本基準の根底にある考え方を確認しておく。

IFRSと日本基準は、減損の兆候の検出→減損損失の認識および測定というプロセスに従って減損損失を計上する、帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失として計上する、回収可能価額は売却費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか大きい方となることにおいて類似している。一方、目的に関してIFRSは、企業が回収可能価額を上回る金額で資産を計上しないこととしている。すなわち、財政状態計算書主体の公正価値を重視するIFRSは、企業に定期的な減損の兆候の検討をさせることによって、過度に楽観的な評価をさせないことを目的としている。確かに、IFRSにおいても、減損処理が取得原価主義の枠内で行われるのは日本基準と同様である。しかし、IFRSは、日本基準に比べて幅広い状況において減損の兆候を認識し、比較的早い段階で減損損失を測定する。これに対して、日本基準は、減損会計を取得原価主義会計に基づく帳簿価額の臨時的な減額手続きとして規定している。すなわち、資産の収益性が低下している事実を帳簿価額に反映させることを目的としていることから、相当程度確実な場合に限って減損損失を認識・測定することになる。その差異は、IFRSが財政状態計算書主体の公正価値重視・日本基準が損益計算書主体の取得原価重視という根底にある考え方によるものであり、日本基準のあり方を考察する際の手がかりになるという論理的関係性を有する。

1.3 開示

1.3.1 一般的な開示¹²⁾

財務諸表は、「企業の財政状態と財務業績の体系的な表現である。財務諸表の目的は、広範囲の経済的意思決定に有用となる企業の財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローについての情報を提供することである。財務諸表は、経営者に委託された資源に対する経営者の責務遂行の成果を示すもの」(IAS 第1号第9項本文)でもあり、「企業の過年度財務諸表と他企業の財務諸表の双方との比較可能性を確保するために、一般目的財務諸表の表示の基礎を定めている。本基準は、財務諸表の表示についての全般的な要求事項、財務諸表の構成についての指針およびその内容についての最小限の要求事項を示している」(同号第1項)。また、「適時かつ信頼し得る期中財務報告によって投資者や債権者その他の人たちが、企業の収益力、キャッシュフロー、財政状態および流動性を理解する能力は増進される」(IAS 第34号目的)。

したがって、英国によるEU離脱によって、影響を受ける契約の有無やその影響を精査し、開示対象を拡大しなければならない可能性がある。

1.3.2 リスク開示¹³⁾

企業は、「財務諸表の利用者が財政状態および業績に対する金融商品の重要性を評価することができるような情報を開示しなければなら」(IFRS 第7号第7項)ず、「企業が当期中および報告期間の末日現在で晒されている金融商品から生じるリスクの内容および程度、ならびに企業の当該リスクの管理方法」(同号第1項(b))の開示および「市場リスク(為替リスク、金利リスク、その他の価格リスク)、信用リスク、流動性リスクについての定量的開示」(同号第34項-第42項および付録A)を求められている。

したがって、英国によるEU離脱の影響を考慮し、改めて情報収集とリスク分析を行い、既開示事項については追加開示の要否、非開示事項については新たに開示すべき事項の有無の確認といった、追加的な対応が必要となる可能性がある。

1.4 小括

IFRSは、経営者による会計上の予測や見積りを、量的にも質的にも拡大させる。同時に、経営者による裁量的な判断も増加させる。そこで、本節においては、経営者による会計上の予測や見積り・裁量的な判断という要素が大きい評価・減損・開示に関して、個別のIFRSへの影響を検討した。そして、区分を適切に行うことが出来ない・より厳密な評価が必要となる・モデルが適切に機能しない・新たな要素や開示要否の検討が必要であることから、見積りの困難さは増し、裁量的な判断も増加する可能性が明らかになった。したがっ

て、個別の IFRS における見積りは、一層不確実性が増すと思われる¹⁴⁾。

2. IFRS 全体

IFRS 財団は、「投資者、世界の資本市場の他の参加者およびその他の財務情報利用者の適切な経済的意思決定に役立つように、高品質で透明性があり、かつ比較可能な財務諸表その他の財務報告を要求する、公益に資するよう、明確に記述された原則に基づく、高品質で、理解可能、かつ強制力のある国際的な財務報告基準の単一セットの開発」(IFRS Foundation(2013)、2(a))を目的としている。また、「傘下の会計基準設定主体である IASB を通して、公益のために高品質で単一の IFRS を開発する責任」(同、1)を有している。

このような目的と責任を有する IFRS 財団が設定する IFRS は、財務諸表の透明性や比較可能性が高く、利用者の経済的意思決定に資するというトップダウン型理念に基づく、単一の高品質でグローバルに認められた会計基準とされる。IFRS は、プリンシパルベースの会計基準であることから、原則主義に大きな特徴がある。実際、原則主義は、経営者の裁量範囲の拡大を通して不確実性の増大による見積り困難性を拡大させる。しかし、本節においては、IASB の概念フレームワークが、資金提供者などの投資意思決定における有用性を財務報告の目的として位置づけていることに着目し経済的意思決定、次に財務報告の補完的特性の1つである比較可能性、最後に概念フレームワークとも結びつきが深いことから公正価値会計の3点に限定し、各国における適用、英国の会計基準設定を担う FRC (Financial Reporting Council : 財務報告評議会)とともに検討する。

2.1 特徴づけるもの(経済的意思決定、比較可能性、公正価値会計)

経済的意思決定に関しては、Mohammadrezaei et al.(2015、p.64-65)が、「意思決定有用性、情報の非対称性の削減、会計基準による経済的な影響、会計基準の政治的側面の4つの観点から IFRS について検討した。その結果、まず、意思決定有用性が明らかになった。次に、目的適合性と比較可能性が多くのエビデンスから証明された。加えて、情報の非対称性の削減にも効果が見られた。ところが、利益調整と損失の適時認識についての発見事項はなかった。また、その他会計情報の質に対する貢献も見られなかった」と述べている。

比較可能性に関しては、Kvaal and Nobes(2010、p.184-185)が、会計基準の統一だけでこれを高めることはできず、「世界の資本市場における比較可能性を有する財務情報の関係者への提供という IASB が持ち続けている主要な目的について、世界中どこでも同一の実務がなされていれば別だが、例えば、国ごとに異なる会計方針が採用されて、それに基づく実務がなされている限り、その目的は達成されない」と指摘している。

公正価値会計に関しては、Botosan and Huffman(2015、p.26)が、「財務諸表作成者・学者・会計基準設定主体による検討の結果、歴史的な原価法が、通常、投資家の将来予測に関する意思決定に有用な情報を提供するという結論に達した」と述べている。

このように、経済的意思決定に関しては全ての点において必要な要素を満たしているわけではないこと、比較可能性に関しては会計基準にとどまらず会計実務の統一が必要であること、公正価値会計に関しては原価法が有用な情報を提供することから、必ずしもIFRSを特徴づけるものとはいえない。

2.2 各国における適用

清水・猪熊(2016)は、「基本的には各国の会計基準設定主体等が自国の基準に対して解釈を示すことは各国の自由と考えるべきだろう。そして、実際のところIASBあるいはIFRS財団、そして各国の会計基準設定主体も、各国の会計基準設定主体が自国基準化されたIFRSに対して会社の権限を持つことを前提として動いて」(p.119-120)おり、「国際的なルールはそこにあって細部まで決まっており、それを受容するというものではなく、能動的に働きかけて作り出していくものである」(p.122)とした上で、「IASBあるいはIFRS財団は各国の国内基準化されたIFRSについて、各国の会計基準設定主体等がその国において公式な解釈指針を指示することを妨げる権限を持たず、実際に各国政府は限られた情報においてであるがそのような解釈指針を実際に作り出していると考えられ、むしろ、各国の会計基準設定主体とIASB(あるいはIFRS-IC、IFRS財団)とがお互いに『単一の高品質でグローバルに認められた会計基準』という規範をある程度共有する一方で、お互いにIFRSの解釈を作り出していく、という見方がより適切である」(p.116)と述べている。さらに、「EUにおいては、2005年より上場企業の連結財務諸表の作成においてIFRSの適用を義務付けているが、ここでいうIFRSはあくまで欧州連合理事会および欧州議会の規制により承認されたIFRSであって、IASBが作成したIFRSがそのままEUの会計基準になるわけではない」(p.117)ことを指摘している。

実際、ドイツに関しては、佐藤(2016、p.105)が、「たしかに、ドイツの資本市場指向的な会計改革は、国際化した資本市場の効率性と透明性を求めて会計の情報開示機能が重視される改革であったが、しかし、その制度改革は、税や配当に対する社会的合意のシステムとして機能してきた会計の伝統的な基本機能との調和と対抗の構図を崩していない」と述べている。英国に関しては、齊野(2014)が、「イギリスでは一貫して、IFRSを機軸とした会計基準の整備が行われてきた」(p.41)が、「完全にIFRSに準ずるのではなく、一部では会社法および税法の規定に配慮した規定が設けられて」(p.42)おり、「イギリスの会計基準設定を担っているのは、FRCを中心とする体制である」(p.51)と指摘している。日本に

関しても、小宮山(2016、p.47)が、「コンバージェンスでは、IFRSのコピーを作る必要はなく、国際水準から大きく遅れなければよく、わが国の固有の事情から受け入れられないのならコンバージェンスさせなければよいのではないか」と述べている。このように、IFRSの適用にあたっては、各国の会計基準設定主体が重要な役割を果たしている¹⁵⁾。

2.3 FRC(Financial Reporting Council : 財務報告評議会)

Economia(2016)は、「FRCは、EU離脱が将来のIFRSのアダプション(採択)に対して重要な影響を生じさせると考えて」おり、「英国がもはやEU法令にしばられない以上、IFRSもEU版とは異なる英国版IFRSをアダプション(採択)することが可能となる。その場合には、英国上場企業の多くは英国版IFRSを使用することになるだろう」とした上で、「FRCの報道官はEU離脱後にEU版IFRSを使用しないことは当然と考え」ており、「FRCの常任理事であるPaul Georgeも、EU離脱後は費用対効果を勘案して適切な費用で必要な品質を確保すべき」と指摘している。

Stallabrass(2016a、p.69)も、「EU離脱は、長期的に見るとFRCのあり方に影響を与えることが予想される。例えば、EUによる上場会社の定義があまりにも幅広いことから、対象となる会社が多すぎる上に、規模が小さくても上場している会社がある。一方、従業員1万人を超えるBHS(British Home Stores)は対象となっていないといった現状を見直す良い機会になる」とした上で、「EU離脱はFRCの廃止をもたらすことにはならないだろうが、会計・監査に関与する範囲を英国会計基準とCorporate Governance Codeに絞る、EUに係る様々な業務には関与しないといったことを通じて、スリム化されるだろう」と述べている。このように、FRCのあり方にも変化を与えられる。

2.4 小括

本節においては、単一で高品質なグローバル・スタンダードの形成に向けて、IFRSを軸に会計基準のコンバージェンスやアダプションが進んでいるが、IFRSが果たして単一の高品質でグローバルに認められた会計基準といえるかという観点から、IFRSを特徴づける点を検討したところ、必ずしもそうとはいえないことが明らかになった。英国のEU離脱による不確実性の増大も、企業による新たなビジネスモデルの構築や既存のビジネスモデルの改良に影響を与えることから、現代会計において不可欠な将来の見積もりや予測は一層困難になり、IFRSの有用性に影響を与えるという相互の論理的関係性を有している。また、IFRSの適用にあたっては、各国の会計基準設定主体が重要な役割を果たしており、FRCのあり方にも変化を与えることから、IFRS全体においても影響があると思われる。

ところで、草野(2017)は、「EUは、IASBの会計基準設定プロセスに大きな影響をおよ

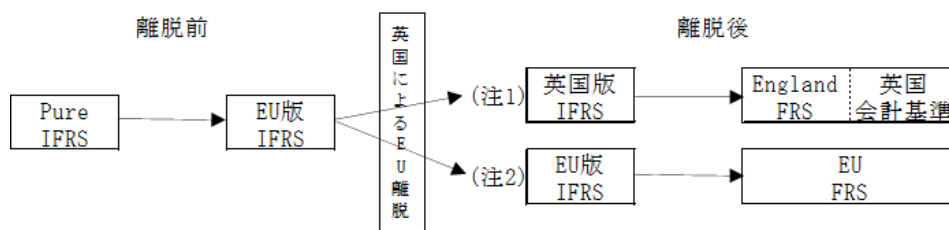
ぼすことができる。金融商品の会計基準は、その代表例」(p.37)で、EUが「IASBの最大の『顧客』であり、かつ主要な資金提供者である現状を鑑みると、今後も引き続きIASBの会計基準設定プロセスに大きな影響をおよぼす」(p.42)と述べている。このようなEUの影響力は、英国によるEU離脱でどうなるだろう。おそらく、英国離脱後もEUはIFRSに影響をおよぼすと思われる。しかし、かねてより資本市場が発達している英国は、公正価値会計を重視し、経済的意思決定・比較可能性に資するとされているIFRSの制定・改正に、主体的な役割を担ってきた。果たして、英国離脱後のEUにおいて英国と同じ役割を果たす国はあるだろうか、英国離脱後のEUによるIFRSは国際的だろうか。IFRSの行く末は、英国では英国版IFRSを経てEngland Financial Reporting System (England FRS)・英国会計基準、英国離脱後のEUではEU版IFRSを経てEU Financial Reporting System(EU FRS)となる可能性もあるのではないかと。また、英国には、英連邦という緩やかな国家連合体がある。現在、英連邦には53カ国が加盟しており、その多くはIFRSを適用している¹⁶⁾。英国によるEU離脱によって、英連邦の国々も英国と同じ選択をする可能性があるのではないかと。これらを英国によるEU離脱後のIFRSの行く末としてまとめると、図表2の通りである。

III. 結び

前章においては、英国によるEU離脱が、個別のIFRSおよびIFRS全体に与える影響を検討した。それらをまとめると、次の通りである。

個別のIFRSは、会計学上の不確実性によって、現代会計において不可欠な将来の見積もりや予測が困難となり、投資家が将来キャッシュ・フローを予想するために有用な基礎を提供できないおそれがある。IFRS全体も、会計学上の不確実性による個別のIFRSの機能低下を受けて、有用性を特徴づける要素をそのまま受け入れることは難しい。このようなIFRSは、果たして頑強で客観的な会計情報を提供出来ているだろうか、真に有用な会

図表2 英国によるEU離脱後のIFRSの行く末



(注1) 英国及び英連邦の国々 (注2) 英国離脱後のEU
筆者作成

計情報を資本市場へ届けているだろうか。また、英国離脱後の EU において、IFRS の設定・改正に関して、英国と同じ役割を果たす国があるかどうか分からないこと、現在は IFRS を適用している英国および英連邦の国々が、IFRS 以外の会計基準、例えば、England FRS や英国会計基準を適用するようになるかもしれないことから、IFRS の行く末は、England FRS・EU FRS となる可能性もある。

本章においては、このような認識を携えつつ、日本基準のあり方とその土台になる各種論点へ展開し結びに代える。

1. 日本基準のあり方

日本の会計制度の現状をまとめると、図表 3 の通りである。図表 3 における日本基準は、会計ビッグバン以降、ASBJ (Accounting Standards Board of Japan : 企業会計基準委員会) によって IFRS や米国会計基準といった国際的な会計基準との関係に留意しながら制定されている日本基準である¹⁷⁾。ASBJ による日本基準は、上場企業や日本市場に上場する外国企業の活動を測定・報告する情報提供機能を重視している。同時に、会社法や法人税法との関係にも配慮しながら適切に制定・改正されている。ところが、英国による EU 離脱は、個別の IFRS にも IFRS 全体にも影響を与え、その行く末は England FRS・EU FRS となる可能性もある。このような状況ではあるが、日本基準は、引き続き国際的な会計基準との関係に留意して制定されなければならない。日本企業は、外国人持株比率の上昇や国内の少子化・高齢化によって、海外に目を向けなければならないからである。日本企業にとっても、開示した財務諸表を通して自らがグローバルでどのように評価されているかを知る手がかりになる。

会計基準は、「厳格なルールを適用するのではなく、全ての関係者に有用な会計原則を設定側と現場が協力して作り上げること」(Sanders, 1935, p.100-101)が求められている。また、日本経済再生に向けて新たに取り組むべき課題の 1 つに、「会計基準の品質向上」(日

図表 3 日本の会計制度の現状

対象会社		連結財務諸表	個別財務諸表
公開会社 金商法開示会社		IFRS 米国会計基準 日本基準 修正国際基準(TMIS)	日本基準 企業会計原則
非公開会社	大会社	日本基準 企業会計原則 中小企業会計基本要領 中小企業会計指針	日本基準 企業会計原則 中小企業会計基本要領 中小企業会計指針
	大会社 以外		

筆者作成

本経済再生本部、2016、p.150)があり、「日本基準の高品質化」が挙げられている。具体的には、「企業会計基準委員会における我が国の収益認識基準の高品質化に向けた検討が加速されるよう必要な支援を行う」とされている。確かに、「我が国の収益認識基準の高品質化」は、IASB(2014b)「IFRS 第15号:顧客との契約から生じる収益」との関係からも重要である。しかし、収益認識基準の高品質化のみをもって日本基準の高品質化とは言えない。現在の日本基準の方が日本の実状に合っており、日本企業の公正な事業活動・投資家等の保護、日本経済全体の健全な発展に寄与する部分があるからである。例えば、企業会計原則の真実性の原則がある。真実性の原則は最も重要な会計規範と位置付けられている。コーポレート・ガバナンスの根幹である決算の正確性を担保するためにも欠かせない。一方、日本基準について金融庁(2009)は、「米国会計基準と並び、EUにおいて採用されている国際会計基準と同等」と発表している。

このような日本基準を、一層高品質化するには何が必要だろう。まず、基準の土台になるものが必要である。「企業会計原則」は、一般原則・損益計算書原則・貸借対照表原則から構成されている。既に、公表後70年以上・最後の改訂後35年以上経過しているが、その重要性は変わっていない。しかし、会計ビッグバン以降に制定された会計基準との整合性の観点から、日本版概念フレームワークの必要性が叫ばれるようになり、ASBJが2006年「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」を公表した。ただ、現在も討議資料であることから、「企業会計原則と概念フレームワークの整備・運用」は不可欠と考えている。次に、「のれんの定期償却」は、財務報告がその目的を達成するための基礎として必要である。「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」は、財務報告の目的を、投資家の意思決定に資するディスクロージャー制度の一環として、投資のポジションとその成果を測定して開示することとしている。投資家が必要とする情報は、企業の投資のポジションとその成果に関するものであり、投下資本の回収計算という観点から見て、M&Aに投資された資金はのれんも含めて全額回収すべきであることから、のれんの定期償却は不可欠と考えている。最後に、わが国の企業会計の基準の高品質化は、基準だけでは完結せず、市場および会計監査と連動して初めて可能となる。仮に、基準だけを高品質化しても、企業がそれに準拠して適切に財務諸表を作成・開示しなければ、投資家に有用な情報を提供できないからである。したがって、「基準と市場」「基準と会計監査」はわが国の企業会計の基準の高品質化と密接かつ不可分な関係にあると考えている。すなわち、「企業会計原則と概念フレームワークの整備・運用」は基準の土台として、「のれんの定期償却」は財務報告の目的を達成するための基礎として必要であり、「規律ある日本市場」「会計監査との共進」と緊密に連携しながら、日本基準の高品質化を支えるという関係性が把握されている。

2. 土台になるもの

2.1 企業会計原則¹⁸⁾

企業会計原則は、金融商品取引法(旧証券取引法)・会社法(旧商法)・法人税法いずれにも影響を与える原則であり、次の性質を有する。第1に、企業会計の実務の中に慣習として発達したものの中から、一般に公正妥当と認められたところを要約したものであって、必ずしも法令によって強制されないでも、全ての企業がその会計を処理するのにあたって、従わなければならない。第2に、公認会計士が、公認会計士法および証券取引法に基づき財務諸表の監査をなす場合において、従わなければならない。第3に、将来において、商法・税法・物価統制令などの企業会計に関係ある諸法令が制定改廃される場合において、尊重されなければならない。

これに対して、企業会計は、企業の財政状態および経営成績に関して、真実な情報を提供することが目的である。しかし、企業会計は、記録(過去の記録)・慣習(会計処理)・判断(経営者)という主観を含む要素によって成り立っている。したがって、可能な範囲で客観性を付与して、社会からの信頼を得る必要がある。とはいえ、企業会計原則そのものに法的強制力を付与することは、企業会計の実務における多様性・流動性から必ずしも適切とは言えない¹⁹⁾。そこで、会社法と金融商品取引法を通して法定強制力が付与されている。具体的には、会社法第431条と金融商品取引法第193条において「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うべきこと」が定められている²⁰⁾。企業会計原則の構成をまとめると、図表4の通りである。

このうち、一般原則は企業会計全般に係る基本原則である。真実性の原則・正規の簿記の原則・資本取引および損益取引区分の原則・継続性の原則・単一性の原則・明瞭性の原則・保守主義の原則という7つの原則からなる。その中で最も重要な原則は、真実性の原則である。真実性の原則(一般原則一)は、「企業会計は、企業の財政状態および経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない」と定めている。すなわち、企業は真実な財政状態および経営成績を作成する財務諸表を通して報告しなければならない。したがって、真実性の原則は全ての企業が遵守しなければならない企業会計原則の最高位

図表4 企業会計原則の構成



筆者作成

に位置する²¹⁾。一般原則の構成をまとめると、図表5の通りである。

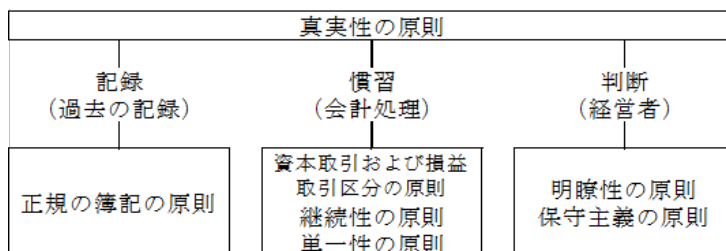
2.2 討議資料 財務会計の概念フレームワーク²²⁾

西川(2016、p.14-15)は、「概念フレームワークは基本的に会計基準ではない。日米では基準として使われる状況を想定しておらず、したがって概念フレームワークには、規範性を意識させる文言は含まれておらず、説明的な文章となっている。IFRSにおいては、基準がカバーしていない事象について財務諸表作成者が会計上の判断や解釈を行うために使うことがあるものとされる。いずれにせよ、立法上、憲法違反は許されないという厳格な法律の体系とは相当違うものである。では、規範性に欠ける概念フレームワークが、何のために作られる必要があるのか。いくつかの目的が挙げられるが、最も一般的なものとして、会計基準設定主体自身が使うためというものがある」と述べている。このように、概念フレームワークは、現在の日本基準の制定や廃止を提案するものではなく、基本的な指針を示すものである²³⁾。同時に、個別テーマごとに制定されている現在の日本基準の指針となることも期待される。

ところで、企業会計原則は1949年7月、経済安定本部企業会計制度対策調査会によって制定された。その後、数次の改正を経て1982年4月、企業会計審議会が最後の改正を行い現在に至っている²⁴⁾。そのため、会計基準として適用されているものと適用されていないものが混在したまま長く放置されている。討議資料 財務会計の概念フレームワークは2004年7月ASBJによって公表された。その後2006年12月改訂版が出されたが、討議資料のまま現在に至っている。企業会計の実務は常に変化している。変化する実務を基準化したものが会計基準であることから、理論的な規範の重要性は高い。

実際、討議資料 財務会計の概念フレームワークおよび会計ビッグバン以降、ASBJなどが制定する日本基準の形成プロセスにおける規範性は、企業会計原則にある。したがって、企業会計原則と概念フレームワークの適切な整備・運用が必要である。

図表5 一般原則の構成



筆者作成

2.3 のれんの定期償却

斎藤(2017)は、「のれんといっても投資支出の一部としての取得のれんであり、資産に分類されたうえで将来の成果によって回収されるわけだが、その大きさは引き継いだ純資産を異なる2つの方法で測定した差額であり、独立に評価されたものではなく、「取得のれんは、取得の対価に反映された将来の成果に対する取得会社の期待が、承継する資産・負債の公正価値に反映された平均的な市場期待を超える分で」「この投資の回収を、のれんの規則償却を通じて認識するのが従来の会計基準であった」(p.13)。「有形の資産と違ってのれんは耐用年数の合理的な推定が不可能だというのは、使用や時間の経過で摩耗や劣化が進み、最終的に使えなくなるといった物理的な減価の話でしかなく、「もし仮に、のれんは耐用期間を合理的に見積もれないから規則償却できないというのであれば、有形資産についても減価償却を断念するしかない」(p.14)。「取替資産の場合は、取替えに要した支出が、会計上認識される資産の形成に充当されるのに対して、のれんの場合には、部分的な取替えに要した費用支出が、会計上は認識されない自己創設のれんの形成に寄与するだけであり、「再評価剰余金が資本剰余金にあたるかどうかは別にして、全般に多額ののれんが積み上がっていると指摘される昨今の事情には、歴史を振り返って『いつか来た道』という懸念を禁じ得ない」(p.18-19)と指摘している²⁵⁾。

西川(2016)も、「定期償却を求める日本基準であれば、これまでの間にリスクを小さくできていたが、US-GAAPやIFRSではそうならない。日本基準では、投下資本の回収計算という観点から見て、M&Aに投資された金額は、のれんも含め、全額回収すべきという観点から償却を求めていると考えられる。US-GAAPやIFRS適用企業であっても管理会計上は、のれんを償却すべき」(p.30)で、「非償却の立場を採るIFRSと米国基準では、のれんを減額させるためのそれなりの工夫をしている。それは、企業結合にあたり、自己創設資産の計上を強制している」(p.75)と述べている²⁶⁾。

2.4 規律ある日本市場

大崎(2016)は、「証券市場は、自由主義経済の体制の下では欠くことのできないインフラストラクチャーであり、公正な取引が活発に行われる場となることで、有価証券の効率的な価格発見と資源の適正配分を実現する」(p.6)とした上で、「証券市場規制をめぐる法令その他のルールがいかに精緻に整備され、その内容が過去の不祥事や危機の反省に立ちながら見直されていったとしても、それらのルールが実効性を有しないものであれば、公正な市場の確立は望むべくもない。市場の公正性に対する人々の信頼を確保するためには、ルールが実際に適用され違反者に対して何らかの制裁や不利益が与えられること、すなわちエンフォースメント(法執行)の徹底が不可欠である」(p.9)ことを指摘している。

確かに、日本市場では粉飾や横領といった不適切な会計・経理(不適切会計)を開示する企業が増えており、「2016年の不適切会計の開示企業は57社(58件)で、前年の52社(53件)を社数で5社(9.6%)、件数で5件(9.4%)上回った。社数は2013年から4年連続で増加をたどり、社数・件数とも調査を開始した2008年以降の最多記録を更新した」(東京商工リサーチ(2017))。しかし、企業にはそれぞれの歴史や事情がある。そのため、規律をルールとして一律に適用すると、そのルールを守ることが目的化する。その結果、企業や日本市場の活力をそぐおそれがある²⁷⁾。したがって、適切な規律を通じた監視機能の強化が求められている²⁸⁾。また、毎四半期の業績予想開示は検討の余地があると思われる²⁹⁾。業績予想を開示する経営者には、通常、実績数値を予想数値に近づけようとするインセンティブが働く。業績予想の開示を止めることによって、このようなインセンティブから解放される経営者は、不正に対する動機・プレッシャーからも解放されて、より適切な経営が可能となるからである³⁰⁾。

2.5 会計監査との共進

会計監査は、資本市場における重要なインフラであり、会計監査の品質向上は、社会からの期待である³¹⁾。したがって、社会からの期待が、不正会計の抑止・発見にあるとすれば、監査項目を網羅して定められた監査手続をまっとうしても、不正会計を抑止・発見できなければ、その期待に応えたとは言えない³²⁾。英国によるEU離脱を、柳川(2017)が言う「産業の垣根が壊れるような大きな変化」ととらえた場合、「民間側に強く求められるのは、法令順守という姿勢だけでなく、自ら積極的に利用者の信頼感を作り出す工夫」であり、「行政が求めたから、あるいはそのようなルールができたから情報を開示するというのではなく、利用者の満足感を高め、より信頼感を得るために、このような開示をするといったスタンスが求められる。このようなスタンスこそが、プリンシプルベースの規制において求められていることだし、もっと言えば、上で述べたような技術革新によって垣根が崩れていく中で、求められる経営姿勢であろう」(p.35-37)と指摘している。社会からの期待に応えて、コーポレート・ガバナンスの根幹である財務諸表の正確性を担保するためにも、会計監査との共進は欠かせない³³⁾。

3. 結びに代えて

会計基準は、投資家をはじめとする様々な利害関係者に対して、企業の会計情報を提供する重要な役割を担っている。わが国には、事業活動を国際化・巨大化・複雑化し、グローバルに活動する企業がある。これらの企業には、海外証券資本市場での資金調達や在外子会社との会計制度統一といったニーズがあり、投資家は、国内外の競合他社との比較可

能性を重視している。これに対して、わが国には、高い技術力を保持しつつ、国内を中心に事業活動を行う企業がある。これらの企業には、シンプルかつ低コストで適用できる会計基準が望ましく、企業の属性やニーズに即した会計基準が求められている。現在、金融商品取引法に基づく連結財務諸表については、日本基準に加えてIFRSの任意適用が認められており、企業がそれぞれの属性やニーズによって会計基準を選択できる現状は合理的で望ましいと考えている。一方、ビジネスなどや証券資本市場において様々な不確実性が存在し、会計基準の国際的な統一についても今後の道筋は必ずしも明確ではない。このような状況下、会計基準の国際的な統一に向けた努力は払いつつ、会社法・法人税法との関係や国内を中心に事業活動を行う企業の商慣習や実務に配慮した高品質な日本基準の整備・開発が必要である。すなわち、IFRSを強制適用する方向ではなく、日本における会計実務を基礎とした会計基準を形成し、複線化の現状を活かすことが日本基準の高品質化につながると考えている³⁴⁾。会計基準には、おそらく画一的な理想型・完成型はない。会計基準は、時代や状況・取り巻かれる環境に応じて柔軟かつ適切に制定・改正されるべきもので、ある会計基準を絶対視して、世界中全ての上場企業へ一律に適用することは合理的とは言えないからである³⁵⁾。

注

- 1) 本節は、主に、Finn and Tuckett(2016, p.14-19)による。他に、Armstrong(2016)、Stallabrass(2016b)、遠藤(2016)、高嶋・伊丹(2016)、吉田(2016)を参考にした。
- 2) 例えば、ロンドン証券取引所(LSE)とドイツ取引所は、2016年3月、経営統合で合意した。しかし、「欧州連合(EU)の欧州委員会は29日、LSEグループとドイツ取引所の経営統合を承認しないと発表した」(日本経済新聞(2017d))。
- 3) 実際、「メイ首相は29日、欧州連合(EU)に離脱を通知した。離脱条件などを決める原則2年間の交渉が正式に始まる」(日本経済新聞(2017e))。
- 4) IASB(2014a)「IFRS第9号:金融商品」、IASB(2011b)「IFRS第13号:公正価値測定」。
- 5) これに対して、IASB(2001g)「IAS第39号:金融商品-認識および測定-」は、保有目的と分類要件に基づく区分を求めている。損失処理もその区分によっていた。したがって、複雑で適用しづらいという批判があった。
- 6) IASB(2001b)「IAS第2号:棚卸資産」、IASB(2001c)「IAS第16号:有形固定資産」、IASB(2001d)「IAS第28号:関連会社および共同支配企業に対する投資」、IASB(2001h)「IAS第40号:投資不動産」、IASB(2011a)「IFRS第10号:連結財務諸表」、IASB(2011b)「IFRS第13号:公正価値測定」。
- 7) これに対して、原価モデルは「取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で計上しなければならない」(同号第30項)。
- 8) IASB(2014a)「IFRS第9号:金融商品」。
- 9) 対象となる金融商品は、売掛債権・リース債権・契約資産・償却原価で事後測定される資産(貸付金など)・貸付金と同様にリスク管理される商品(金融保証契約など)・その他の包括利益を通じて公正価値で測定されるF

VOCI 区分の負債性金融商品(債券)などである。これに対して、株式などの資本性金融商品・公正価値オプションで指定した金融商品・デリバティブなどは対象とはならない。

- 10) これに対して、IAS 第 39 号は、信用事象が発生してはじめて損失を認識する発生信用損失モデルを採用していた。区分の複雑性に対する批判もあり(注 5)、段階的に IFRS 第 9 号へ置きかえられた。
- 11) IASB(2001f)「IAS 第 36 号:資産の減損」、IASB(2011b)「IFRS 第 13 号:公正価値測定」。
- 12) IASB(2001a)「IAS 第 1 号:財務諸表の表示」、IASB(2001e)「IAS 第 34 号:期中財務報告」。
- 13) IASB(2005)「IFRS 第 7 号:金融商品-開示-」。
- 14) Hogarth(2016, p.53)は、IFRS によって連結財務諸表を作成・開示する経営者に対して、「英国による EU 離脱は、透明性・開示・地政学において不確実性を生じさせる。したがって、会社の継続的な存続のために、リスクを想定し仮定に基づくシナリオを準備しなければならない」と述べている。
- 15) ただし、IFRS の解釈指針は、IFRS-IC(The IFRS Interpretations Committee : IFRS 解釈指針委員会)が制定する。
- 16) IFRS を適用しているのは、会計基準を自国で制定できない小国ばかりではない。資源大国で観光客も多く訪れるカナダ・オーストラリア・南アフリカ、BRICs の一員で世界第 2 位の人口とハイテク技術を誇るインド、東南アジアのリーダー的存在であるシンガポール・マレーシア、今後成長が期待されるアフリカ諸国も適用している。
- 17) ほかに、企業会計審議会による会計基準として、外貨建取引等会計処理基準・連結キャッシュフロー計算書等の作成基準・研究開発費等に係る会計基準・税効果会計に係る会計基準・固定資産の減損に係る会計基準がある。
- 18) 大蔵省企業会計審議会(1960、1962)、経済安定本部企業会計制度対策調査会(1949)。
- 19) IFRS も企業会計原則同様、詳細は企業会計の実務に委ねている。実際、国際社会で求められるルール(基準や規範)は原則主義が基本である。細則主義の米国会計基準でも、全ての企業活動を網羅的にカバーすることはできない。専門性と高度な倫理感を保持する会計プロフェッションが、社会から必要とされる所以でもある。
- 20) 法人税法第 22 条第 4 項も、益金の額と損金の額に算入される金額について別段の定めがない限り、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準にしたがって計算すること」と定めている。
- 21) ただし、ここで言う真実とは絶対的な単一値を求める絶対的真実ではない。企業会計原則に準拠して作成された財務諸表を、真実なものとする相対的真実である。
- 22) 企業会計基準委員会(2006)。
- 23) したがって、パッチワークで整合性を欠く会計基準制定の歯止めにもなる。
- 24) このときの改正(注解 17・18)は、偶発損失・偶発事象に係る費用・支出または損失に備える引当金を負債性引当金に含めるよう拡大し、引当金を一本化するものだった。これは、1981 年商法改正(第 287 条ノ 2)への対応が目的だった。また、発生の確率がかかなり高く、かつその金額を合理的に見積もることができる偶発損失・偶発事象について引当処理を求めていた、当時の国際的な会計基準「IAS 第 10 号:偶発事象および後発事象」「FASB 第 5 号:偶発事象の会計処理」に歩み寄る内容だった。
- 25) 多額ののれんの積み上がりについて、日本経済新聞(2017b)は、「金額の大きな M&A も増えたため、今では金融を含めた全上場企業ののれんが、年間の合計純利益額の約 9 割にあたる 25 兆円~30 兆円に達する」と報じている。
- 26) 非償却の立場を採る IFRS と米国会計基準だが、IASB(2015)は定期償却を議論している。FASB(2014)は非公開会社に関して、10 年またはそれより短い期間で定額償却する代替的な会計処理の選択を可能とした。国際会計士連盟のグライムズ会長も、「小刻みに再評価すべきであり、個人的には償却が好ましいし、実態を映

- していると考える」(日本経済新聞(2017c))と述べている。
- 27) 例えば、関西経済連合会(2017)は、「全ての企業に一律で適用するコーポレートガバナンス改革には反対」という意見を政府・与党に建議している。
- 28) とはいえ、上海証券取引所などにおいても、「中国の上場企業の不透明な開示姿勢は以前から指摘されているものの、改善の兆しは見られない」(日本経済新聞(2017a))ことから、日本市場固有の課題というわけでもない。
- 29) 東京証券取引所(2012)は、「投資者の投資判断に有用な将来予測情報の積極的な開示を、引き続き上場会社に対して要請」していた。これを受けて、日本市場では毎四半期ごとに業績予想を開示する実務が定着している。ところが、同(2017)では、決算短信(サマリー情報)の参考様式において、従来の業績予想に代えて「投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報」を要請している。したがって、今後は一律に業績予想を開示する実務に変化が生じ得る。なお、関西経済連合会(2017)は、「四半期開示制度は抜本的に見直すべき」という意見を政府・与党に建議している。
- 30) 例えば、Bliss(1924, p.110)は、「会計とビジネスにおける伝統的かつ保守的なルールは、利益は予想せず、発生可能性の高い損失についてはもれなく備える」ことだと述べている。薄井(2016, p.26)も、「保守的な会計慣行は実務の間に広く定着している」と指摘している。これに対して、江頭(2014, p.59-60)は、「現下の日本の企業・資本市場の衰退の原因を、経営者監督体制に求めるのは、牽強付会というべきであろう。日本の企業・資本市場の衰退の主因が、経営者とりわけ最高経営責任者(社長、CEO)の人材不足にあることは明らかで、監督体制の欠陥などは周辺的事情にすぎないことは、誰の目にも明らか」であり、「会社のガバナンスが上手くいっていないからといって、会社法の規制を強化してもほとんど無意味であり、会社法が乗っている基盤(いわば『下部構造』)が変わらない限り日本の社会は変わらないと」指摘している。田中(2017)も、「経営者ももっぱら自利心で経営にあたっている限り、表向きは株主重視やステイクホルダー重視を唱えていても、いざとなれば彼らを犠牲にして(つまり経営者としてなすべきことをせずに)自分だけ得しようとする。近年におけるその大規模な典型例を、米エンロンの破綻プロセスに見ることができる」(p.9)とした上で、「必要なことは、時代の要請にも応えうる新たな『触媒』を探し、作りだしていくことで」「経営者がなすべきことをして、その責任をまっとうすることが真に実現するためには、責任感をはじめとする良心が不可欠」(p.13)と述べている。
- 31) とはいえ、会計ビッグバン以降の日本基準においては、経営者による会計上の予測や見積りが量的にも質的にも拡大し、裁量的な判断も増加している。これに伴って、会計情報の信頼性低下も生じ得る。したがって、会計ビッグバン以前に比べて会計監査の品質向上も難易度が増している。
- 32) 実際、経営者の誠実性に関して PCAOB(2013)は、「監査の過程において、必要があれば、当初の中立的なアプローチから、より職業的懐疑心を高めるアプローチへの転換」(第13項)を求めている。ただし、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し、適正に表示する責任は経営者にある。そこには、経営者が必要と判断した内部統制の整備・運用も含まれる。西川(2016, p.12)も、「経営者が自ら作成した財務情報を認識し、理解することが企業経営の前提であり、経営者は最も深く財務諸表を利用する立場にある」と述べている。
- 33) 会計監査におけるAIの活用について、徳賀(2016, p.3)は、「汎用性のような一般的な制約はあるものの、価値判断が所与の問題解決においては、職業会計人は自らAIを利用するであろう。その結果、彼らの仕事の一部はAIにより代替されていくであろう。それは科学の進展によるものであり、やむを得ない。しかし、達成目標を決めたり、人の意思を確認したり、判断に一定の価値観を必要としたりするような場合には、AIが代替することは困難であるし、利用可能であっても使用すべきではない。そのようなケースでは、職業会計人が

ケースバイケースで判断を下して、その責任を持つというシステムは維持されなければならない、職業会計人の真の『プロフェッション』としての仕事は確保されるであろう」と述べている。

- ³⁴⁾ 薄井(2016)は、「会計基準は資本市場に無関連ではなく、企業行動と中立的でもない。国内外の会計基準が併存する状況で、国民経済を豊かにするために、全体として会計制度をどのように維持し、変更すべきか。これは新たな政策的課題であり、研究課題である」(p.29)とした上で、「公明正大な会計は企業に成長をもたらす。一方で、会計不正は企業を破綻に導くことさえある。企業の経営は、会計学の原則と本質に基づいた正確な決算、明瞭な記録、および企業の状態を公に最も公明正大に発表できる決算報告を基礎として、経営者と従業員が徳義心と高い倫理性をもつことが肝要である」(p.30)と述べている。
- ³⁵⁾ 実際、会計ビッグバン以降、IFRS や米国会計基準といった国際的な会計基準を中心に収斂と統合が進められてきた。しかし、会計基準の品質向上のためには、複数の会計基準が存在し競争がある状態が望ましいと思われる。複数の会計基準による競争は、正の循環を生み出すからである。

引用文献

- Bliss, J. H. (1924) Management through accounts. *New York The Ronald Press Company*.
- Botosan, C. and Huffman, A. (2015) Decision-useful asset measurement from a business valuation perspective. *Accounting Horizons* 29(4).
- Economia. (2016) Brexit may lead to divergence between eu and uk accounting frameworks. *Economia* October 2016.
- FASB. (2014) Intangibles-goodwill and other (topic350) accounting for goodwill a consensus of the private company council. *Accounting Standards Update* 2014(2).
- Finn, M. and Tuckett, D. (2016) Absence of certainty. *Accountancy* December 2016.
- Hogarth, P. (2016) IFRS risks over brexit impact. *Accountancy* September 2016.
- IASB. (2001a) IAS1. *Presentation of Financial Statements*.
- . (2001b) IAS2. *Inventories*.
- . (2001c) IAS16. *Property, Plant and Equipment*.
- . (2001d) IAS28. *Investments in Associates and Joint Ventures*.
- . (2001e) IAS34. *Interim Financial Reporting*.
- . (2001f) IAS36. *Impairment of Assets*.
- . (2001g) IAS39. *Financial Instruments, Recognition and Measurement*.
- . (2001h) IAS40. *Investment Property*.
- . (2005) IFRS7. *Financial Instruments, Disclosures*.
- . (2011a) IFRS10. *Consolidated Financial Statements*.
- . (2011b) IFRS13. *Fair Value Measurement*.
- . (2014a) IFRS9. *Financial Instruments*.
- . (2014b) IFRS15. *Revenue from Contracts with Customers*.
- . (2015) *Post-implementation Review of IFRS 3 Business Combinations*.
- IFRS Foundation. (2013) *Constitution revised and approved by the Trustees*.
- Kvaal, E. and Nobes, C. (2010) International differences in IFRS policy choice, a research note. *Accounting and Business Research* 40(2).

- Mohammadrezaei, F. Mohd-Saleh, N. and Banimahd, B. (2015) The effects of mandatory IFRS adoption, A review of evidence based on accounting standard setting criteria. *International Journal of Disclosure and Governance* 12(1).
- PCAOB. (2013) Consideration of fraud in a financial statement audit. *Au section* 316.
- Sanders, T. H. (1935) The development of accounting principles. *The Accounting Review* X.
- Stallabrass, M. (2016a) Brexit threat to frc. *Accountancy* November 2016.
- 薄井彰 (2016) 「戦後日本の会計制度、市場、企業」『月刊資本市場』369。
- 江頭憲治郎 (2014) 「会社法改正によって日本の会社は変わらない」『法律時報』86(11)。
- 大蔵省企業会計審議会 (1960) 「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書 連続意見第一第二第三」。
- ―― (1962) 「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書 連続意見第四第五」。
- 大崎貞和 (2016) 「公正な証券市場の確立を求めて」『証券アナリストジャーナル』54(11)。
- 関西経済連合会 (2017) 「『未来投資会議における企業関連制度改革に関する意見』について」意 17-01。
- 企業会計基準委員会 (2003) 「企業会計基準適用指針第 6 号 固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」。
- ―― (2006) 「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』」。
- 金融庁 (2009) 「欧州連合(EU)における会計基準の同等性評価について」。
- 草野真樹 (2017) 「欧州における金融商品会計の政治家問題」『企業会計』69(3)。
- 経済安定本部企業会計制度対策調査会 (1949) 「企業会計原則」。
- 小宮山賢 (2016) 「消えた日本基準のコンバージェンスの行方」『証券アナリストジャーナル』54(3)。
- 斎藤静樹 (2017) 「のれんの償却と減損－企業結合会計基準の迷走－」『企業会計』69(1)。
- 齊野純子 (2014) 「IFRS を基軸とするイギリス会計規制の概観」『関西大学商学論集』59(3)。
- 佐藤誠二 (2016) 「EU における会計基準の統一化－IFRS 導入とグローバル化への視点－」『同志社商学』67(5)(6)。
- 清水剛・猪熊浩子 (2016) 「『IFRS を解釈する権利』をめぐる」『産業経理』76(2)。
- 田中一弘 (2017) 「コーポレート・ガバナンス改革が置き去りにしていること－経営者の責任をめぐる－」『月刊監査役』665。
- 東京証券取引所 (2012) 「業績予想開示に関する実務上の取扱いについて」。
- ―― (2017) 「決算短信作成要領・四半期決算短信作成要領」。
- 東京商工リサーチ (2017) 「2016 年全上場企業『不適切な会計・経理の開示企業』調査」。
- 徳賀芳弘 (2016) 「AI に代替される職業会計人の仕事」『税経通信』71(13)。
- 西川郁生 (2016) 『企業価値向上のための財務会計リテラシー』日本経済新聞社。
- 日本経済再生本部 (2016) 『『日本再興戦略 2016』－第 4 次産業革命に向けて－』。
- 日本経済新聞 (2017a) 「中国上場企業、開示違反相次ぐ 架空の売上高計上など」2017 年 2 月 7 日。
- ―― (2017b) 「M&A 増加で膨らむ『のれん』 厳格監査が世界の潮流」2017 年 2 月 19 日。
- ―― (2017c) 「国際会計士連盟会長『のれん、適宜再評価を』」2017 年 3 月 25 日。
- ―― (2017d) 「英独証取統合 EU 認めず 英、離脱前哨戦つまずく」2017 年 3 月 30 日。
- ―― (2017e) 「英首相『後戻りできない』 EU 離脱を通知」2017 年 3 月 30 日。
- 柳川範之 (2017) 「金融業界が直面する変革を考える－崩れゆく垣根とプリンシプルベースの規制への対応」『月刊資本市場』377。

参考文献

Armstrong, M. (2016) Early days for SMEs. *Accountancy December* 2016.

Stallabrass, M. (2016b) Audit limits shift. *Accountancy December* 2016.

遠藤乾 (2016) 『欧州複合危機 苦悶するEU、揺れる世界』中央公論新社。

高嶋健一・伊丹宏 (2016) 「英国のEU離脱(Brexit)ーわが国企業の税務(活動及び戦略)への影響は何か」
『税務弘報』64(10)。

吉田剛 (2016) 「英国EU離脱に伴う第1四半期決算対応」『企業会計』68(9)。